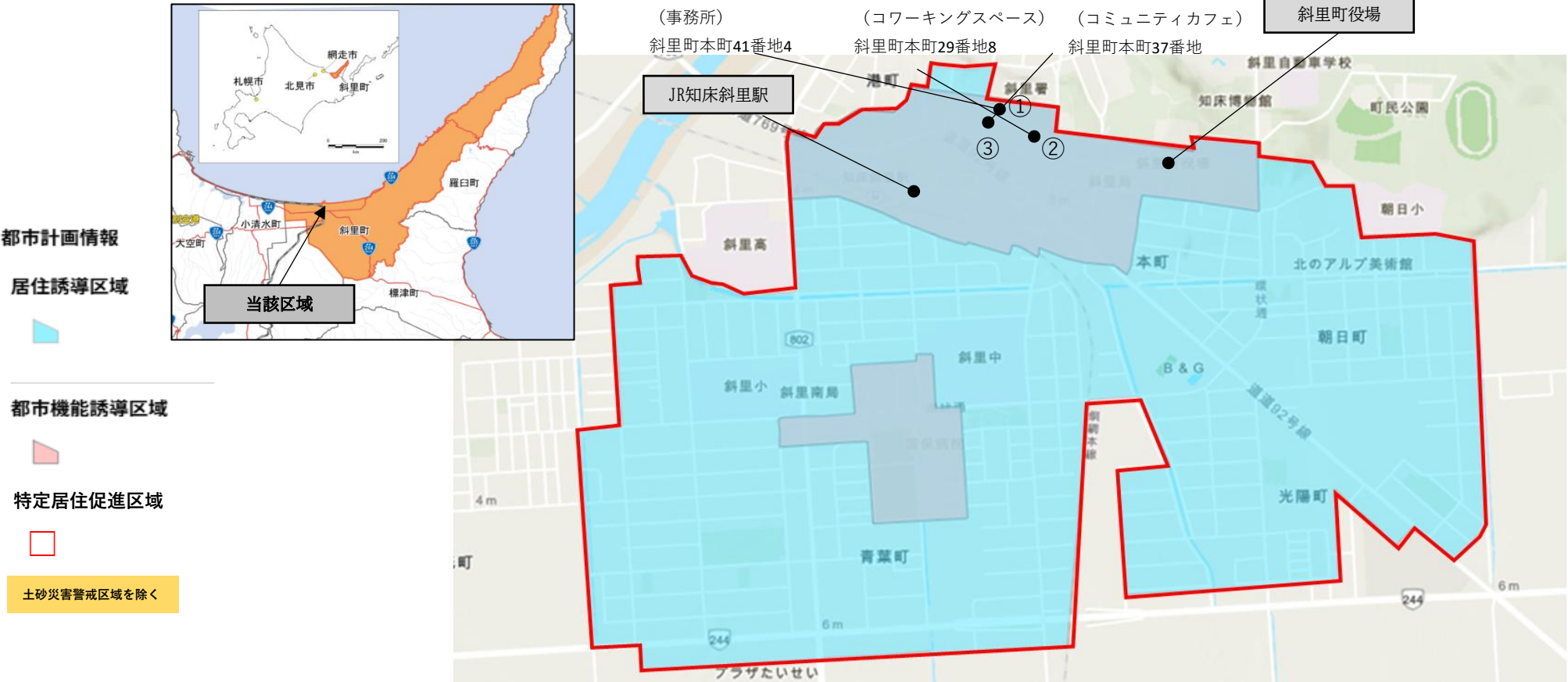


1. 特定居住促進区域

斜里市街地エリア ①～③は特定居住拠点施設



2. 特定居住の促進に関する基本的な方針

(1) 基本方針

(i) 目指す将来像

第7次斜里町総合計画の個別計画である斜里町創生総合戦略に掲げる「ローカルとグローバルが共存し、地域住民にも、来訪者にも選ばれ続ける持続可能な、海と森と人のまち」をビジョンとして、必ずしも町への住民登録異動をとまなう移住・定住をゴールとせず、町と中長期的に関わり合いながら、町に貢献している関係人口が増えている状態が将来像となる。そのためには地域の強みである、世界自然遺産・知床をはじめとする豊かな自然環境、農林水産業と観光業が調和した地域産業、多様な四季の暮らしや地域文化を通じて、「訪れる価値」と「もう一つの生活拠点としての魅力」を生かすことが重要である。こうした地域資源を背景に、都市部人材が地域と継続的に関わりながら、自身の暮らしの質の向上と地域課題の解決の双方に寄与する関係性の構築を醸成するものである。

(ii) 地域が二地域居住者に期待すること

本町における二地域居住は、単なる滞在ではなく「継続的な関係性の構築」と「地域への具体的な関与」を重視するものである。このため、副業人材や地域イベントやボランティア活動などの参画に関心を持つ人材や地域の活性化及び産業等への担い手となるような人材について期待する。

(斜里町における二地域居住者の定義)

- ・過去に観光等を含め本町を訪れた経験があること
- ・年3回以上の来訪、または年間21日以上滞在が見込まれること
- ・地域活動への関心を有し、地域住民との接点を持っていること

(iii) 取り組み方針

1) 二地域居住者に対応する住まいの提供

①二地域居住ニーズに対応した住まい・滞在環境の提供

多様なライフスタイルに対応した住環境の整備を総合的に推進していくこととし、短期滞在や長期滞在などの様々なニーズに応える受け入れ体制を構築していく。

- ・各ホテルや民泊施設に二地域居住者向けの宿泊プランに関する情報発信支援
- ・公有住宅等の政策的活用検討

2) 副業や兼業等の多様な働き方に対応する機会の提供

①副業・兼業マッチング

副業・兼業人材を活用することで、地域経済の循環効果を期待する。

- ・活性化起業人制度の活用など

②場所に縛られない働き環境の提供

テレワークやリモートワークなどの場所に縛られない働き方を支援する環境があるのに、埋もれてもしくは利便性が悪いことから情報発信や運用方法を見直す。

- ・ 情報発信強化など

3) 地域貢献を目的とした新たな関係人口コミュニティの形成

①地域コミュニティとの交流機会の創出

既存の交流拠点を活用しながら、様々な体験ができる交流を促進していく。

- ・町の歴史や文化、魅力を生かした交流機会創出

(2)目標

移住相談件数 実績（R7）年49件→目標（R12）年60件※目標達成のためのKPI：関係人口データリスト登録数（R7） 129件→300件（R12）

3. 特定居住拠点施設の整備に関する事項

(1)特定居住拠点施設

No	施設の区分	名称	所在地	都市計画等の状況	整備内容	整備主体	整備期間
1	事務所	SHIRETOKO KANKEIJIN-GO LAB (コワーキングスペース)	本町41番地4	第1種住居地域	改修	町	平成28年改修
2	交流施設	産業会館 (コワーキングスペース)	本町29番地8	商業地域	改修	町	平成30年改修
3	交流施設	COBAKO (コミュニティカフェ)	本町37番地	商業地域	活用	一社知床しゃり	令和7年改修

(2)用途特例適用要件に関する事項（特定行政庁の同意： 年 月 日）

- ・ 用途（施設の種類）
- ・ エリア
- ・ 市街地環境の悪化を防止するための措置

(3)公的賃貸住宅等整備事業に関する事項

4. 特定居住者の生活の利便性の向上又は就業の機会の創出に資するため必要な施設の整備に関する事項

(1)関連施設

No	施設の用途・名称	所在地	都市計画等の状況	整備内容	整備主体	整備期間

(2)用途特例適用要件に関する事項（特定行政庁の同意： 年 月 日）

- ・ 用途（施設の種類）
- ・ エリア
- ・ 市街地環境の悪化を防止するための措置

5. 施設の整備に関する事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に関する事項

・ 日本航空㈱と連携した「つながる、二地域暮らしプロジェクト」への参画によるに二地域居住促進事業

二地域居住促進の目的は、当町側は地域の担い手確保、参加者側は地域の人との関わりを持ちながら、当町でしか経験できない刺激を得られるものと考えている。斜里町はプロジェクト参画地域として、都市部在住者を対象に、斜里町を複数回訪問しながら生活・地域活動等を体験するプログラムを実施する。本事業では、特定居住拠点施設の関連者や各施設の取り組みの紹介を通じ、参加者の地域理解度を高め、参加者が地域コミュニティへの接続をするための受入体制の構築を図る。

6. 施設の整備に関する事業と拠点施設関連基盤施設整備事業との連携に関する事項

※社会資本総合整備計画（広域的地域活性化基盤整備計画）により拠点施設関連基盤施設整備事業を実施する場合に記載。

計画の名称、計画の期間、交付対象、連携都道府県

7. その他

(1)都道府県知事への意見聴取： 年 月 日

(2)特定居住促進区域内の住民の意見を反映するために必要な措置に関する事項

パブリックコメント

(3)都市計画との調和に関する事項

斜里市街地域では、斜里町立地適正化計画及び斜里町都市計画マスタープランでは、市街地内の各拠点の特色を活かした、コンパクトで利用しやすい市街地の形成を図るよう位置づけられており、特定居住拠点施設の立地は支障ないとする。